

# 契 約 約 款 (委託業務一般)

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添「仕様書」又は「設計書」に従い、この契約を履行しなければならない。

- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する委託期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。)までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第2条の2 乙は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

- 2 甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第21条の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。
- 5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物

を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

- 6 甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 乙は、次条ただし書の規定により第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きに規定する甲の承諾を得ようとする場合は、あらかじめ甲の指定する書面(第1号様式)による申請を行い、承諾を得なければならない。
- 3 甲は、前項の規定による申請が提出された場合は、速やかに審査を行い、書面(第2号様式)により結果の通知をしなければならない。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定めたときは、乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務主任者及び管理技術者)

第5条 乙は、業務主任者及び管理技術者又はそのいずれかを定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 業務主任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括しなければならない。
- 3 管理技術者は、管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有するものを選任しなければならない。
- 4 業務主任者及び管理技術者は、これを兼ねることができる。

(業務工程表及び着手届)

第6条 乙は、契約締結の日から7日以内に業務工程表及び着手届を作成し、甲に提出しなければならない。履行期間を変更したときは、業務工程表を再度提出するものとする。

- 2 甲は業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合には乙と協議するものとする。

(業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の

処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第8条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって指定期日の延期を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害により必要が生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により必要が生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生に甲の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲が、管理する物件において第三者に損害が発生した場合には、甲は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、甲に支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行にかかる提出については、まとめて提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、乙は、日々の完了届けに代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成のうえ、これを甲に提示して検査を受けなければならない。

4 甲は、第1項の通知を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に書面をもって通知する。ただし、甲が不要と認めるときは、この限りでない。この場合において、乙は、当該検査に合格したときをもって当該部分に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

5 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 甲は、前項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。乙は、再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行を行い、再検査を受けなければならない。この場合、前2項の規定を適用する。

7 乙は、検査の合格通知を受けたときは、遅滞なく引渡書とともに完了物件等を引き渡さなければならない。ただし、甲が認めたときは、引渡書の提出は不要とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第13条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約の履行の目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(委託料の支払)

第14条 乙は、第11条の規定による検査に合格し、物件の引渡し完了したときは、甲の指示する手続に従って委託

料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に、乙に委託料を支払わなければならない。ただし、これにより難いときは、乙の合意を得て期限を45日以内に延長して支払うことができる。

(履行遅延の場合の損害金)

第15条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条の2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料の(この契約締結後、委託業務料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (5) 契約締結後、談合その他不正行為の事実があったと認められる場合で、指名業者選定委員会で契約を解除すると判断したとき。

2 第1項第1号から第4号の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の100分の10の額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

第17条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条の規定による業務の中止の期間が委託期間の10分の5以上に達したとき。

2 前条2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第19条 契約が解除された場合において、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託料を乙に支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償し

なければならない。

- 3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙の所有する材料、工具、その他の物件があるときは、遅滞なくこれらを撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、一定の期間内に物件を撤去せず、又は履行場所等を原状に復さないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、その他履行場所等を原状に復することが出来る。この場合において、乙は、甲の処分等に異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項から第4項までに規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲及び乙が協議して定める。

（相殺）

第20条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（秘密の保持等）

第21条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第22条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる特記事項を遵守しなければならない。

（定めのない事項等）

第23条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則及び関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

## 特記事項（個人情報の保護）

### （基本的事項）

第1条 乙は、この契約による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### （秘密等の保持）

第2条 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （個人情報の取り扱い及び報告）

第3条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従うほか、甲の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、当該契約による業務を処理する従業者に対して、前項の規定を遵守するための教育を行わなければならない。
- 3 乙は、個人情報の取扱状況等について、書面（第3号様式）により契約締結から14日以内に報告しなければならない。

### （再委託等の禁止等）

第4条 乙は、個人情報の取り扱い業務の全部又は一部を他人へ請負、又は委任（以下「再委託等」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定による再委託等の承諾を得ようとする場合については、その選定において、乙が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる相手方を選定しなければならない。またその契約締結において、この契約に準じる個人情報に対する安全管理措置を規定に盛り込まなければならない。
- 3 乙は、再委託等の相手方（以下「丙」という。）に対して、個人情報に係る契約内容の遵守状況について、管理監督を徹底し、その取扱状況について書面（第3号様式）により報告を受けなければならない。また、その監督状況について、当該契約締結から1か月以内に書面（第4号様式）により甲に報告しなければならない。
- 4 丙が受託した業務について、更に再委託等をしようとする場合には、乙を通じて甲に書面（第1号様式）による承諾申請を行い、甲の書面（第2号様式）による承諾を受けなければならない。これ以降の再委託等をしようとする場合においても同様とする。

### （第三者への提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を

含む。以下同じ。）を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （第三者からの回収）

第6条 乙が、個人情報が記録された資料等について、第4条又は第5条の規定に基づき提供した場合、乙は、甲の指示により、丙又は当該第三者から回収するものとする。

### （収集等）

第7条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

### （取扱要領等の作成）

第8条 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が作成する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

### （個人情報の保管）

第9条 乙は、当該契約による業務を処理するため、第7条において収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報（以下第10条、第11条及び第15条において「使用する個人情報」という。）を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

### （目的以外の使用禁止）

第10条 乙は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写、複製の禁止）

第11条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### （作業場所）

第12条 乙は、あらかじめ甲が指定した作業場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

### （返還義務）

第13条 乙は、当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

### （廃棄等）

第14条 乙は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後速やかに、溶解、物理的な破壊等の手段を用いて、復元できないよう確実に廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に報告しなければ

ばならない。

(事故報告義務及びその責任)

第15条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙の責めに帰すべき理由により、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じたときは、乙が一切の責任を負うものとする。

(検査)

第16条 甲は、乙が業務の執行に当たり、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則年1回、また必要と認める場合随時に、実地の検査をすることができる。

2 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第17条 甲は、乙の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第18条 甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために乙又は丙（本特記事項第4条第4項の規定により再委託等を行った相手方を含む。以下、「丙等」という。）が取り扱う個人情報について、乙又は丙等の責に帰すべき理由による漏えい、き損、滅失及び改ざん等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。